

平成25年10月25日

被保険者各位

(仮移転先)

東京都港区赤坂7 8 5

東亜道路健康保険組合

健康保険被扶養者現況調査(検認)の実施について

1. 目的

現在認定されている被扶養者の方が、当健康保険組合の扶養認定基準内に変わりがないことを確認するため現況調査を実施します。なお、この調査は厚生労働省の通達および法令(健康保険法施行規則第50条)で定められておりますので、被保険者で対象の被扶養者を扶養している方は、調書への記入と各証明書類の提出をお願いいたします。

2. 調査対象者

平成25年10月1日現在、被扶養者に認定されている配偶者で、認定日が平成24年9月30日以前の方を対象にします。

3. 提出書類

(1) 健康保険被扶養者確認調書

(2) 該当する提出書類(健康保険被扶養者確認調書の注意欄に記載してあるもの)

4. 提出期日

平成25年11月29日(金)までに健康保険組合まで提出して下さい。(FAX可)

期日までに書類の提出がない場合や、提出していただいた書類で扶養認定基準に満たなくなったことが確認できた場合はその時点において、削除して頂きます。また、平成24年の収入が基準額を超えていた場合には、超えた月までさかのぼって認定を取り消します。その場合、削除日から保険証を返却するまでの期間、保険証を使用し医療機関にかかっているものは、健康保険組合が支払った給付金について、後日返還請求させていただきます。

5. 健康保険資格喪失者または喪失予定者の扱い

(1) 提出期日までに調査対象の被扶養者の方が資格を喪失(削除)している場合、または、書類提出期限までに喪失を予定している調査対象の被保険者がいる場合は健康保険被扶養者確認調書の該当する被扶養者の備考欄に、喪失日または喪失予定日を記入し、被扶養者異動届(FAX不可)を提出して下さい。

(2) 平成25年11月29日までの退職者の取り扱い

11月29日までに退職予定の方は、調書の余白にその旨をご記入の上、調書のみ提出をお願い致します。

(3) 被扶養者喪失後の健康保険について

お住まいの国民健康保険に加入の際は東亜道路健康保険組合発行の資格喪失証明書が必要です。削除時に証明書を発行いたしますので、そちらをご利用下さい。